

議会だより 臨時会

5月11日に第4回臨時会、5月21日に第5回臨時会が開催されました。

第4回 臨時会

承認案件

専決処分した事項が報告され承認されました。

●平成23年度一般会計補正予算
(3月30日専決処分)

財源の振替等による補正のため予算額の増減はありません。

●平成23年度国民健康保険特別会計補正予算(3月30日専決処分)

財源の振替等による補正のため予算額の増減はありません
●揖斐川町税条例の一部を改正する条例(3月31日専決処分)
地方税法等が改正されたことにより所定の改正が行われました。

その他の案件

●工事請負契約の締結

北和中学校屋内運動場改築
(本体建築) 工事

契約金額7億2660万円

●工事請負契約の締結

北和中学校屋内運動場改築
(電気設備) 工事
契約金額7413万円

第5回 臨時会

条例案件

●揖斐川町議会議員定数条例の一部を改正する条例

地方自治法第74条第3項の規定による条例改正について、直接請求議案審査特別委員会に付託の上、継続審査となりました。

議会活動報告

4月

3日 第7回全員協議会

5月

2日 第5回議会運営委員会

11日 第4回臨時会

11日 第8回全員協議会

18日 第9回全員協議会

21日 第5回臨時会

24日 第6回議会運営委員会

平成25年度採用

揖斐郡消防組合消防機関の
職員募集について

◎募集人員 若干名

◎応募資格

揖斐郡内に居住する方(採用後、居住でも可)で、高等学校または、大学などを卒業した方(平成25年3月卒業見込み可)で身体強健な方。昭和62年4月2日以降に生まれた方。

◎試験日時など

第1次試験

岐阜県市町村職員統一採用試験により実施

■日時 9月16日(日)

8時50分)

■場所 岐阜県立羽島北高等学校

■内容 教養試験、事務適正検査
および消防適正検査

第2次試験

■日程 10月下旬

※日時は未定ですが、決まり次第応募者にお知らせします。

■場所 揖斐郡消防組合消防本部
■内容 口述、作文試験、体力測定

◎受付期間

7月2日(月)～7月31日(火)
※土・日曜日、祝日は除く

◎最終合格発表 11月中旬

◎採用 平成25年4月1日

◎申し込み方法

揖斐郡消防組合消防本部総務課備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、卒業証明書(卒業見込み証明書)、履歴書、健康診断書(各保健所・公的病院)を添えて、揖斐郡消防組合消防本部総務課へ提出してください。

◎備考

第2次試験の体力測定は、消防職員として必要な体格、体力の有無について測定します。

職員として採用されると、地方公務員となり、給料や、そのほかの待遇については、町役場の職員とほぼ同様です。

【お問い合わせ先】

揖斐郡消防組合消防本部総務課
揖斐郡大野町中之元824番地
TEL 3210119



平成24年 夏の交通安全県民運動

【実施期間】

7月11日(水)～20日(金)

《スローガン》

ゆずりあう心で
夏の交通事故防止



【運動の重点】

- 居眠り・過労運転の防止
- 飲酒運転の根絶
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

入会を希望される方は、会場の都合がありますので7月3日(火)までに代表 牧村光子(TEL 22-5067)までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

■会費 年会費 1000円

■場所 揖斐川町三輪443番地

■日時 7月8日(日) 10時30分より

「平成24年度総会およびお楽しみ会」を次の通り開催します。

「手をつなぐ親の会」は、町内にお住まいの知的・発達等の障がいのある方の親の会です。
年に2～3回、勉強会やお楽しみ会等を開催し、交流や情報交換をしながら日頃のストレスを解消し、明日からの手がかりにしていきたいと思っています。

Information Room
揖斐川町手をつなぐ親の会
からのお知らせです



第62回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

～再出発を見まもり、支える社会に～

62回目を迎えた「社会を明るくする運動」が7月1日(日)から1か月間を強調月間として全国各地で行われます。犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今年も、統一標語「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を皆さんに呼びかけながら、皆さんと一緒に安全で安心して暮らせる「明るい地域づくり」を目指したいと願っています。

なお、今年も小・中学校の児童・生徒から応募していただいたポスター・標語を下記のとおり展示させていただきますので是非お出かけください。

7月 4日(水)～7月17日(火) 場所：揖斐川町中央公民館ロビー

7月18日(水)～7月29日(日) 場所：谷汲サンサンホールロビー

揖斐川町社会を明るくする運動推進委員会 揖斐川町保護司会・更生保護女性会・BBS



自衛官募集案内

募 集 種 目	受 験 資 格		受 付 期 間	試 験 期 日	合 格 発 表
自衛官候補生	18 歳以上 27 歳未満	男子	8 月 1 日(水)～ 9 月 16 日(日)	筆記試験 9 月 17 日(月) 午後 口述試験・身体検査 9 月 23 日(日)～ 26 日(水)のうち 1 日	合格発表日は試験時 にお知らせします。
			2 回目	11 月予定	
		女子	8 月 1 日(水)～ 9 月 7 日(金)	9 月 23 日(日)～ 26 日(水)のうち 1 日	11 月 9 日(金)
一般曹候補生	18 歳以上 27 歳未満の者			1 次 9 月 17 日(月) 午前 2 次(1 次合格者のみ) 10 月 4 日(木)～ 11 日(木)のうち 1 日	1 次 9 月 28 日(金) 最終 11 月 9 日(金)
航 空 学 生	高卒(見込含) 21 歳未満の者		8 月 1 日(水)～ 9 月 7 日(金)	1 次 9 月 22 日(土) 2 次(1 次合格者のみ) 10 月 13 日(土)～ 18 日(木)のうち 1 日 3 次(航空要員の 2 次合格者のみ) 11 月 10 日(土)～ 12 月 13 日(木)	最終合格発表 25 年 1 月 18 日(金)

※受験資格の年齢は各種目とも平成25年4月1日現在です。

※受付期間は、平成25年3月高等学校卒業予定者の受付けは、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降となります。

※詳しいお問い合わせは、「自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所」までお願いします。

【お問い合わせ先】大垣市林町5-18 光和ビル2階 TEL 0584-73-1150

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

● 保険証（被保険者証）を更新します

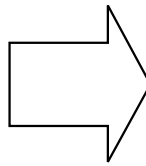
《7月31日まで・うすい青色》

被保険者番号 ○○○○○○○○	
氏 名 広域 太郎	
一部負担金の 割 合	○ 割
有 効 期 限 平成24年7月31日	

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号○○○○○○○○ 平成24年7月31日
住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏 名 広域 太郎	性 別 男
生 年 月 日	昭和○○年○○月○○日
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日
発 効 期 日	平成○○年○○月○○日
交 付 年 月 日	平成○○年○○月○○日
一部負担金の割合	○ 割

保 険 者 番 号 ○○○○○○○○
保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☐



《8月1日から・うすい緑色》

被保険者番号 ○○○○○○○○	
氏 名 広域 太郎	
一部負担金の 割 合	○ 割
有 効 期 限 平成25年7月31日	

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号○○○○○○○○ 平成25年7月31日
住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏 名 広域 太郎	性 別 男
生 年 月 日	昭和○○年○○月○○日
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日
発 効 期 日	平成○○年○○月○○日
交 付 年 月 日	平成24年 8月 1日
一部負担金の割合	○ 割

保 険 者 番 号 ○○○○○○○○
保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☐

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、揖斐川町に住所を有するすべての75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成24年7月31日となっていますので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のうすい青色からうすい緑色に変更になります。

● 平成24年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成24年度の保険料は平成23年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

【保険料の決まり方】

平成24年度の保険料		均等割額		所得割額
限度額55万円(年額) 100円未満切捨て	=	被保険者1人当たり 40,670円	+	被保険者の所得※ × 所得割率7.83%

※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除額）

●平成 24 年度の保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の平成 23 年中の総所得金額等の合計額
9 割軽減	「33 万円（基礎控除額）」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他各種所得がない場合）
8.5 割軽減	「33 万円（基礎控除額）」以下の世帯
5 割軽減	「33 万円（基礎控除額）＋ 24.5 万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」以下の世帯
2 割軽減	「33 万円（基礎控除額）＋ 35 万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

- 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額になります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。
また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除 15 万円（65 歳以上の方のみ適用）を差し引いた金額となります。
- 軽減判定日は 4 月 1 日または、資格を取得した日となります。

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の方は、所得割額が一律 5 割軽減されます。

③被用者保険※の被扶養者であった方

被用者保険※の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が 9 割軽減されます。

※被用者保険 … 協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。）

●保険料のお支払いが難しいとき

住民課では、保険料に関する相談を受け付けています。失業や災害などでお支払いが困難な場合はお早めにご相談ください。

十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

●保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。

口座振替によるお支払いを希望される方は、揖斐川町住民課または各振興事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場	住 民 課	Tel 22-2111
谷汲振興事務所	地域振興課	Tel 55-2111
春日振興事務所	地域振興課	Tel 57-2111
久瀬振興事務所	地域振興課	Tel 54-2111
藤橋振興事務所	地域振興課	Tel 52-2111
坂内振興事務所	地域振興課	Tel 53-2111



平成22年度 連結財務書類(4表)の概要

揖斐川町では、住民の皆さんに分かりやすく財政状況を情報提供するため、民間企業会計の手法を取り入れた「新地方公会計制度」に基づく連結財務書類(4表)を作成しました。

連結財務書類とは、連結貸借対照表、連結行政コスト計算書、連結純資産変動計算書、連結資金収支計算書の4表のことで、町(普通会計、公営事業会計)のみならず、町が設立した第三セクターや加入している一部事務組合等の財務書類を連結ベースで把握することで、町の全体的な財務実体を見ることができます。連結財務書類を作成することで、透明性の向上や説明責任が履行されるとともに、資産・債務の適切な管理を行うことが可能となります。

連結の対象となる会計など

普通会計
一般会計
谷汲中央診療所特別会計
杉原地域土地取得等特別会計
徳山ダム上流域公有地化特別会計
地域情報特別会計

公営事業会計
国民健康保険特別会計
国民健康保険直診勘定特別会計
老人保健医療特別会計
後期高齢者医療特別会計
大和簡易水道特別会計
胄永簡易水道特別会計
市場簡易水道特別会計
谷汲簡易水道特別会計
北部簡易水道特別会計
農業集落排水事業特別会計
公共下水道事業特別会計
個別排水事業特別会計
上水道事業会計

一部事務組合、広域連合
揖斐郡消防組合
西濃環境整備組合
大垣衛生施設組合
岐阜県市町村会館組合
岐阜県市町村職員退職手当組合
揖斐広域連合
岐阜県後期高齢者医療広域連合
地方三公社
土地開発公社
第三セクター等
(財) いびがわ
(株) サンシャイン春日

連結貸借対照表(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表とは、行政サービスを提供するために必要な道路、橋、学校などの公共資産をどれくらい保有しているか、また、その整備のために使われた資金や負債(借金)がどのくらいあるのかを、揖斐川町を中心にした連結グループ全体で表した財務書類です。

学校、道路などの建設に使われたお金の総額です。道路や建物は減価償却をしています。土地は買ったときの価格で計上しています。	借方「資金の使途」 資金を何に使ったか	貸方「資金の調達」 資金をどこから調達したか	今までに、学校、道路などを建設するための財源として町が借金しているお金や、町や関係団体の職員全員が年度末に退職したと仮定した場合の退職金相当額などです。
出資金や基金などで蓄えているお金です。	■資産 ①公共資産 1,193 億円 [学校、道路、橋、その他町の施設など] ②投資等 112 億円 [基金(特定目的のあるもの)、出資金など] ③流動資産 45 億円 [現金預金、未収金など]	■負債 ①固定負債 296 億円 ②流動負債 25 億円 負債合計 321 億円	町が借金しているお金の平成23年度の返済予定額などです。
現金で持っているもの、必要時にすぐ現金化できる基金のほか、町税などでまだ収納されていないお金です。	資産合計 1,350 億円	■純資産 純資産合計 1,029 億円	学校、道路などを建設するために使った国や県の補助金や町税などです。
		負債純資産合計 1,350 億円	※純資産比率 76.2% 負債・純資産に対する純資産の割合で、この割合が高いほど財政が健全であるといえます。

住民一人当たりの連結貸借対照表(家計に例えて説明) (平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口 24,224 人で算出) 以下同様

①住宅・土地 ②定期預金・株式 ③普通預金、現金	借方「資金の使途」 資金を何に使ったか	貸方「資金の調達」 資金をどこから調達したか	住宅ローン残高
	■資産 ①公共資産 492 万円 ②投資等 46 万円 ③流動資産 19 万円	■負債 132 万円 ■純資産 425 万円	住宅・土地に対して今まで支払ってきたお金。

連結行政コスト計算書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

連結行政コスト計算書とは、資産形成を除き、人的サービスや社会保障給付サービスなどに1年間で使った費用などを、揖斐川町を中心にした連結グループ全体で集計した財務書類です。

1 人にかかるコスト	32 億円
人件費	28 億円
退職手当引当金繰入等	2 億円
賞与引当金繰入額	2 億円
2 物にかかるコスト	76 億円
物件費	32 億円
維持補修費	1 億円
減価償却費	43 億円
3 移転支出的なコスト	105 億円
社会保障給付	79 億円
補助金等	24 億円
他団体への支出額	2 億円
4 その他のコスト	8 億円
支払利息	5 億円
その他行政コスト等	3 億円
経常行政コスト合計 A	221 億円
経常収益 B	64 億円
純経常行政コスト A-B	157 億円

住民一人あたりの連結行政コスト計算書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

1 人にかかるコスト	13 万円
人件費	11 万円
退職手当引当金繰入等	1 万円
賞与引当金繰入額	1 万円
2 物にかかるコスト	31 万円
物件費	13 万円
維持補修費	0.4 万円
減価償却費	18 万円
3 移転支出的なコスト	44 万円
社会保障給付	33 万円
補助金等	10 万円
他団体への支出額	1 万円
4 その他のコスト	3 万円
支払利息	2 万円
その他行政コスト等	1 万円
経常行政コスト合計 A	91 万円
経常収益 B	26 万円
純経常行政コスト A-B	65 万円

連結純資産変動計算書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

連結純資産変動計算書とは、連結貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したかについて、揖斐川町を中心にした連結グループ全体で表した財務書類です。

期首純資産残高	1,023 億円
純経常行政コスト	△ 157 億円
財源調達	163 億円
地方税	34 億円
地方交付税	60 億円
その他財源	12 億円
補助金等	57 億円
期末純資産残高	1,029 億円

連結資金収支計算書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

連結資金収支計算書とは、各種の事業を実施するため、1年間に出入りした資金の動きについて、揖斐川町を中心にした連結グループ全体で表した財務書類です。

1 経常的収支	53 億円
2 公共資産整備収支	△ 18 億円
3 投資・財務的収支	△ 33 億円
当期収支	2 億円
期首資金残高	41 億円
期末資金残高	43 億円

経 常 的 収 支：経常的な行政活動の収支で、「公共資産整備収支」「投資・財務的収支」に含まれないもの

公共資産整備収支：公共資産の整備にかかる収支

投資・財務的収支：地方債の元金償還、発行額の収支等

学生納付特例申請制度の簡素化について

学生納付特例制度により、平成23年度に保険料納付を猶予されている方で、平成24年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されています。

同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要な最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書等が必要です。

また、平成24年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

ご存知ですか？「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

●学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」

があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば必要事項を記入して、ご返送ください。

●若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておく和不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができません。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以

内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

【お問い合わせ先】

大垣年金事務所

TEL 0584-7815166

揖斐川町役場住民課

TEL 22-2111（内線211）

国民健康保険のお知らせ

●国民健康保険税を通知します

平成23年の所得の確定に伴い、平成24年度の国民健康保険税を7月中旬にお知らせします。通知が届きましたら、納付額などの内容を確認してください。

●「高齢受給者証」を送付します

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方には7月下旬に「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。8月1日以降に医療機関などで受診するときは、保険証と新しい高齢受給者証を窓口に提示してください。

※平成24年4月から窓口負担を2割とすることとされていますが、平成24年4月から平成25年3月までの1年間は、1割に据え置かれます。

※現役並み所得の世帯の方は、3割の負担となります。

●「限度額適用・標準負担額減額認定」の更新のお知らせ

入院時の限度額適用などを継続して発行希望された方には、7月下旬に郵送します。

●「特定疾病療養受療証」の更新のお知らせ

人工透析などによる特定疾病に該当される方で受療証をお持ちの方も、7月下旬に新しい受療者証を郵送します。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場住民課

TEL 22-2111（内線215）

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

①六合住宅 1戸

- ・住所 揖斐川町春日六合
- ・建設年度 平成12年度
- ・中層耐火構造3階建 3LDK
- ・駐車場 2台
- ・家賃 25500円

②そらむき住宅（単身用） 1戸

- ・住所 揖斐川町西津汲619
- ・建設年度 平成11年度
- ・準耐火構造2階建 1K
- ・駐車場 1台
- ・家賃 16100円

③坂本住宅 1戸

- ・住所 揖斐川町坂内坂本
- ・建設年度 平成8年度
- ・木造平屋建 3LDK

- ・駐車場 2台
- ・家賃 20700円

■敷金 家賃の3か月分

■入居条件

- ・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
- ・①③については現在同居、または同居しようとする親族(婚約者含む)があること。

- ・家賃の他に共益費(上下水の使用料・共用部分の電気料など)が必要。
- ・所得条件あり

※詳しくは窓口でご相談ください。

■募集期間

7月2日(月)～7月17日(火)

■入居予定日 8月下旬を予定

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場建設課

Tel 22-2111 (内線313)

快適な生活環境のために 下水道接続を!

◎下水道に接続するとうなるの

生活雑排水やし尿が、「汚水」として下水道管を流れ、下水道処理場に集められて浄化されます。

これにより川や海などの水環境をよみがえらせる働きをしています。

「汚水」が直接下水道管に流れるので、蚊やハエの発生を防ぎ、清潔で快適な生活環境が作られます。

汚水処理施設の維持管理について

揖斐川町の環境改善を促進するため、下水道への接続をお願いします。

公共下水道施設、農業集落排水施設の完成に伴って各家庭でも宅内工事を行い、使用が始まっています。

ところが、せっかくの下水道もルールを守らずに使用すると下水道施設の寿命を縮めてしまいます。

使用する皆さんの日頃からの管理や心づかいが必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎各家庭における取り組み事項(例)

■台所

- ・調理くずや食べ残しは回収する。
- ・食用油は、流さない。
- ・食器や鍋などの油污は、拭き取ってから洗う。
- ・みそ汁などの汁物は、流さないように心掛ける。

■洗濯

- ・洗濯機には糸くずフィルターを取り付ける。
- ・洗濯は生分解性の高い洗剤で無リンのものを適量使う。

■風呂場

- ・毛髪、ごみ等は回収し、排水口に流さない。

■便所

- ・トイレットペーパー以外は使用しない。
- ・衛生用品、紙おむつ等は流さない。

- ・塩素系の洗剤を使わないよう心がける。

■宅地内(屋外マス)

- ・私マスからの地表水、地下水、土砂等の流入を防止する。
- ・雨水の流入を防止する。
- ・宅地内配管の誤接続をしない。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場下水道課

Tel 22-2111 (内線332)

「認知症」を知ろう!

5月21日(月)、上ミ野サロンが開催されました。

参加者は約30人で、血圧測定やこれからの生活の過ごし方などを皆さんと話し合いました。

参加者からは「いつまでも住み慣れた土地で生活したい。隣の人が困っていたら、自分たちのできることをして支えになりたい。」「認知症の方には、家族がいれば、その家族を見守っています。何かあれば、応援しますよ。」と、とても心強い会話がされていました。

地域で支え合う方法は、日頃からの、サロンでの食事会や地域での行事など、リーダーになってくださる方や、サポートしてくれる仲間たちがいてくれることがとても大切です。実際に災害時においても、この地域サロンのような活動はとても大切です。「認知症」だけでなく、夏に多い

「熱中症」など、高齢者は特に体調が悪くなりやすいですが、自分では気がつかない事が多いです。家族や地域の方々の日頃から気を付けることで、未然に防げることも多いです。上ミ野サロンでは、何気ない近所付き合いがお互いを元気にして、支えあっていることを教えていただきました。これからも地域で見守るサロン活動を期待しています。



▲上ミ野サロンの様子

【お問い合わせ先】

揖斐川町地域包括支援センター

Tel 23-1341

内閣総理大臣の書状を 贈呈します

請求期限が2年延長され、平成25年3月31日までとなりました。先の大戦において、外地等(事変

地の区域または戦地の区域)に派遣され戦時衛生勤務に従事された、旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に対して、そのご苦勞に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

詳しくは、次のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご本人またはご家族などからのご連絡をお待ちしています。

【お問い合わせ先】

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省大臣官房総務課管理室業務担当

Tel 03-5253-5182(直通)

Fax 03-5253-5190

Information Room

公益社団法人 揖斐川町シルバー人材センター からのお知らせ

張替えしたきれいな襖・障子でお盆を迎えませんか!!

シルバー人材センターでは障子・襖の張替えをさせていただいております。得意な会員が対応しており、大変好評をいただいております。是非一度お考えください。また、お部屋のお掃除・草取り等もご相談ください。

■7月の事業および入会説明会

シルバー人材センターでは、当センターの主旨、目的等を広く皆さん

に知っていただくためと会員募集のため説明会を開催しています。入会については、揖斐川町民であつて、60歳以上で働く意欲のある方、当センターの主旨に賛同してくださる方が条件です。最近退職された方でもお仕事をしたいと考えてみえる方も歓迎します。ご不明な点は事務局までお尋ねください。

■開催日 7月2日(月)・17日(火)

■時間 10時開始(1時間30分程度)

■場所 福祉総合支援センター2階

【お問い合わせ先】

(公社)揖斐川町シルバー人材センター

Tel 23-0907

平日(月～金曜日) 8時30分～17時

7月は河川愛護月間です

川は、私たちの憩いの場。みんなで川を美しくしましょう。

川にはたくさんの自然があります。川の環境保全・再生に心がけましょう。

堤防は、私たちの生命や財産を守っています。ルールを守って、川に親しみましょう。

国土交通省 木曽川上流河川事務所

【ホームページ】

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojo/index.html>

「ひだ・みのまちづくり シンポジウム」について

岐阜県では、東海環状自動車道

リニア中央新幹線などの大規模プロジェクトや本格的な人口減少社会・

少子高齢社会の到来など、本県を取り巻く環境や課題が大きく変化する

中でのまちづくり戦略をテーマとした「ひだ・みのまちづくりシンポジウム」を開催します。参加をご希望される方は岐阜県都市政策課までお問い合わせください。

(なお、このシンポジウムは「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会応援事業」として開催するものです。)

【開催日時】

8月2日(木) 13時30分～16時30分

【場所】

じゅうろくプラザ2Fホール

(岐阜市橋本町1丁目10番地11)

【内容】

基調講演

竹内伝史 岐阜大学名誉教授

テーマ「リニア中央新幹線と

県土づくり」

パネルディスカッション

テーマ「ひだ・みの」のまちづくり

(国体開催を契機に考える)

【主催者】

岐阜県、岐阜県都市計画協会

【参加費】

無料

【定員】

500名

【お問い合わせ先】

岐阜県都市建築部都市政策課

地域計画担当

Tel 058-272-8648

Information Room

横山ダムでイベントが 開催されます

7月21日～31日は、森林、湖やダムに親しみながら、理解を深めていただくことを目的とした「森と湖に親しむ旬間」です。

横山ダムでは、この旬間に合わせ、7月28日(土)に、ダムやダム湖に親しんでもらうイベントを開催します。ダム内の見学やダム建設当時のビデオの放映などを行います。

休日に、ダム内を見学できる数少ないこの機会に、横山ダムの迫力を体感してみませんか。

■日時 7月28日(土) 10時～15時

※荒天などにより中止する場合があります。

■参加費 無料

【お問い合わせ先】

木曽川上流河川事務所

横山ダム管理支所

揖斐川町東横山1330

Tel 52-2211



▲横山ダム

■日時 8月4日(土)
岐阜県心臓病児者の会では、次のとおり講演会を開催します。

Information Room
NPO法人岐阜県難病団体
連絡協議会からのお知らせ

【お問い合わせ先】
西濃環境整備組合屋内温水プール
ゆ〜みんぐ
TEL 32-4682

【募集期間等】
7月8日(日)までにゆ〜みんぐ
受付にてお申し込みください。
募集人数を超えた場合は、7月9
日(月)に抽選します。

■対象 小学生
■受講料 3000円
■募集人数 100名
①、②とも午前中に実施予定
全5回

② 7月30日(月)～8月3日(金)
① 7月23日(月)～27日(金)
全5回

◎教室の期間
★ゆ〜みんぐ夏期水泳教室生徒募集

☆7月～8月は無休で営業します。
☆8月6日(月)～31日(金)の平日
は営業時間を拡大します。
営業時間 10時～21時

Information Room
屋内温水プール
ゆ〜みんぐからのお知らせ

【日本宝くじ協会 からのお知らせ】

サマージャンボ宝くじ
1等・前後賞合わせて
5億円!!
1等は、ぐ〜んと増額の
4億円!!
★発売期間★
7月9日(月)～
7月27日(金)

だるま堂製菓(株)(谷汲名札)
あられ
ありがとうございました。

◆損斐川尚和園へ
林良夫さん(北方)
わけぎ
ありがとうございました。

あたたかい善意

【お問い合わせ先】
岐阜県心臓病児者の会
TEL 058-391-6710

講師 損斐厚生病院院長
塚本達夫

「成人の心臓病の検査・治療について」
講師 岐阜県総合医療センター
循環器内科部長 野田俊之

【内容】(おとなの心臓教室)
「よくみる不整脈と最新の治療」
講師 岐阜県総合医療センター
循環器内科部長 野田俊之

【場所】
損斐厚生病院
連絡通路 2階 講義室
13時30分～15時30分
(受付 13時～)

いびがわ 特産品シリーズ

シラン (ラン科)

シランは日本産のラン科には珍しく鮮やかな紅紫色の花をつける地生ランです。

シランは本州(関東以南の外帯)、四国、九州、沖縄、朝鮮半島と中国に分布します。低山帯のやや湿った草地や林縁などに見られます。時には観賞用として栽培されたものが逸出して野生のように見えます。損斐川町の庭先にも栽培されているのをよく見かけます。球茎は大きく扁球形の多肉質で古い球茎とつながっています。茎の高さは30～70センチで数個の葉鞘で包まれ、葉は3～5枚が互生し、披針形から長楕円形、先が尖り、長さ20～30センチ、巾2～5センチ。5～6月には花茎を出して、紅紫色の花を数個まばらな総状につけます。花は大きく径5センチ、側花弁は平開します。唇弁は倒卵形で内面に5本の隆起した縦線があります。花粉塊は8個。結実率は7～9月。

薬用には球茎を用います。秋に球茎を掘り上げて、残茎、ひげ根を除き、水洗いし、その後蒸すか数分間熱湯に浸けて、外皮を剥ぎ取り日干しで乾燥します。
びやつきゅう
生薬名は白及。

主要な成分は粘液質のプレティラグルコマンナンとデンプンです。粘液質には収斂性止血、消腫、抗菌、皮膚および粘膜保護作用があるので止血、排膿、緩和薬とされ、肺結核の咯血、吐血などに用います。白及を刻み1日量3～10グラムを400ミリリットルで煎じ、約半量まで煮詰めて、3回に分け食後に服用します。また創傷、火傷、ひび、あかぎれなどには白及を粉末にしてゴマ油で練り外用します。

(岐阜薬科大学名誉教授 水野瑞夫)



平成 24 年度狩猟免許試験案内

1. 狩猟免許試験の期日、場所および申請期間

期日	場所	試験の種類	申請期間
7 月 14 日(土)	高山市千島町 900-1 飛騨・世界生活文化センター	網猟、わな猟、第 1 種銃猟及び第 2 種銃猟	6 月 12 日(火)から 6 月 25 日(月)まで
8 月 11 日(土)	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 岐阜県加茂総合庁舎大会議室	網猟、わな猟、第 1 種銃猟及び第 2 種銃猟	7 月 9 日(月)から 7 月 23 日(月)まで
9 月 13 日(木)	岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁舎大会議室	網猟、わな猟、第 1 種銃猟及び第 2 種銃猟	8 月 16 日(木)から 8 月 29 日(水)まで
11 月 8 日(木)	恵那市長島町正家後田 1067-71 岐阜県恵那総合庁舎大会議室	わな猟	10 月 12 日(金)から 10 月 25 日(木)まで

2. 免許試験の日程

受付	9 時～9 時 30 分
知識試験	9 時 45 分～11 時 15 分
適性試験・技能試験	13 時～17 時

注意! 原則として鳥獣の捕獲は、規則により町の許可が必要になる場合があります。
詳しくは揖斐川町役場 農林振興課へお問い合わせください。

3. 申請手続

(1) 申請書類

揖斐事務所環境課で配布する狩猟免許申請書 1 通に次の書類を添えて申請してください。

イ. 鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号までに該当するかしないかについての医師の診断書 1 通。(申請者が、銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合は、当該診断書または、当該許可に係る許可書の写しを添付してください。)

ロ. 写真 1 枚 申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載してください。

ハ. 住民票 1 通 網猟、わな猟、第 1 種銃猟及び第 2 種銃猟のいずれかの狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者は不要です。また、本籍の記載は必要ありません。

ニ. 返信用封筒 長形 3 号。申請者の住所、氏名および郵便番号を明記し、80 円分の郵便切手を貼り付けてください。

(2) 手数料

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙を貼り付けてください。(消印はしないでください。)

イ. 5,200 円 ロおよびハ以外の新規受験者

ロ. 3,900 円 網猟、わな猟、第 1 種銃猟及び第 2 種銃猟のいずれかの狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者

ハ. 3,900 円 過去に免許を取得している未更新者

(3) 申請書類の提出先

原則として揖斐事務所環境課へ提出してください。

(4) 申請書類を郵送する場合は、書留または簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許(試験)申請書在中」と朱書してください。

(5) 申請書類の受理後、免許試験を受けようとする種類および場所の変更はできません。

(6) 申請書類の受理後、原則として手数料の返還はしません。

4. 未更新者の更新

鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律第 49 号第 2 号に規定する狩猟免許の更新を受けることができなかった者は同号の事由が終了した日から起算して 1 か月以内に未更新事由書(揖斐事務所配布するもの)を添えて振興局へ申請書を提出してください。

5. 試験結果の提供

平成 24 年度狩猟免許試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

(1) 提供する試験結果 知識試験の得点および技能試験の減点

(2) 提 供 期 間 合否発表の日の翌日から 1 か月間

(3) 提 供 す る 場 所 個人情報総合窓口(岐阜県庁 2 階 TEL 058-272-1138)および揖斐事務所環境課で提供します。

(4) 提供を受けるために必要な書類等 受験票および運転免許証等の身分証明書



6. お問い合わせ先

免許試験に関する問い合わせは、西濃総合庁舎揖斐事務所環境課または、岐阜県環境生活部清流の国ぎふづくり推進課で受け付けています。

揖斐事務所環境課 TEL 23-1111 岐阜県環境生活部清流の国ぎふづくり推進課 TEL 058-272-1111

※狩猟免許取得補助金について

今年度、揖斐川町では狩猟免許取得者に対し、免許試験手数料の 2 分の 1 を補助します。

希望される方は、試験手数料に係る領収証等を持参のうえ、揖斐川町役場農林振興課までお申し込みください。

【お問い合わせ先】揖斐川町役場農林振興課 TEL 22-2111 (内線 362)